食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令を廃止する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年９月 18 日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

１．命令の題名

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令を廃止する省令

２．意見公募手続を実施しなかった理由について

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和７年法律第 69 号）の施行に伴い、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成３年法律第 59 号）第７条第１項第２号が削除されたことにより当該省令が根拠を失うこととなったため、当該省令を廃止するものであり、行政手続法第 39 条第４項第７号に該当するため、意見公募は実施しておりません。